

樹木伐採剪定等作業 一式

平成28年2月25日

整理番号	質問内容(要旨)	回答
1	伐採後の立木調査の対象は、高木の幹周り何cm以上か、また、中木も対象となるのか。	高さ3メートル以上の樹木が対象です。
2	発生材について、幹を紙の原料や工場内でチップ化して肥料にする施設に持ち込むことを考えている。この場合「木を処分したという伝票」にはならないが、持ち込んだ発生材のトン数を表記したものが発行される。再資源化処理には変わらないが、これでもよいか。	仕様書に記載のとおり、業務上生じた幹枝葉等は、法令を遵守し適切に処理いただければ結構です。